

平成 24 年度の個別労働紛争解決制度の利用状況

三重労働局

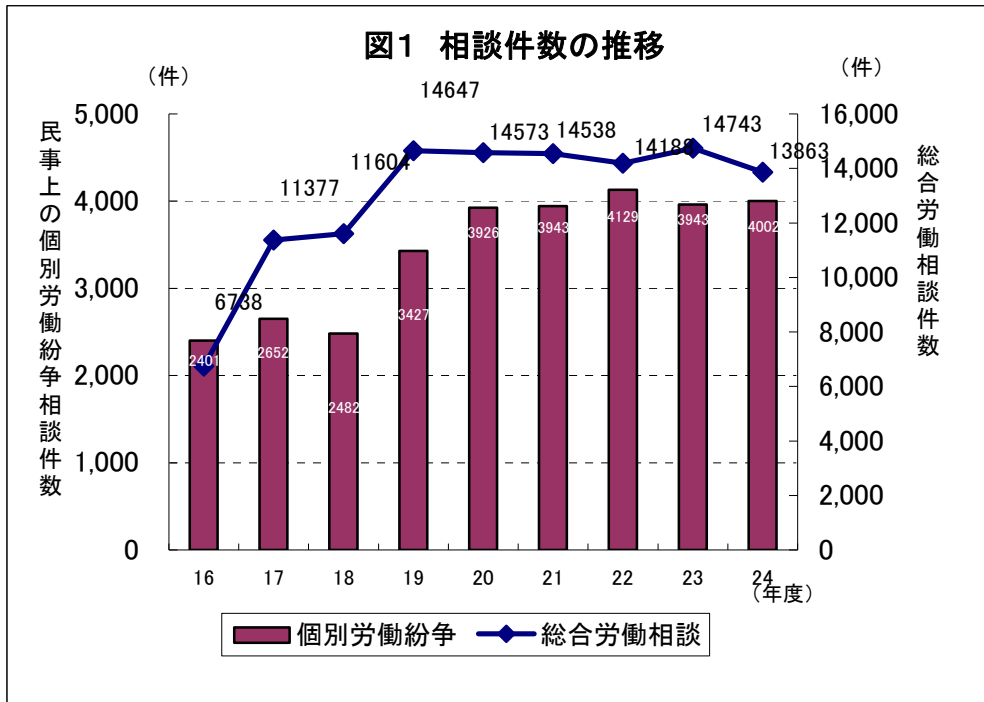
1 民事上の個別労働紛争に関する相談の状況

(1) 相談件数

三重労働局では、労働に関するあらゆる相談にワンストップで対応するため、県内 7 箇所にて総合労働相談コーナーを開設しているところであるが、平成 24 年度の 1 年間に寄せられた相談は 13, 863 件であり、高止まりの傾向となった。

(図 1)

このうち、いじめ・嫌がらせ、解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関する相談（労働関係法令上の違反を伴うものを除く。）は 4, 002 件と 2 年ぶりに 4, 000 件台を超えた。



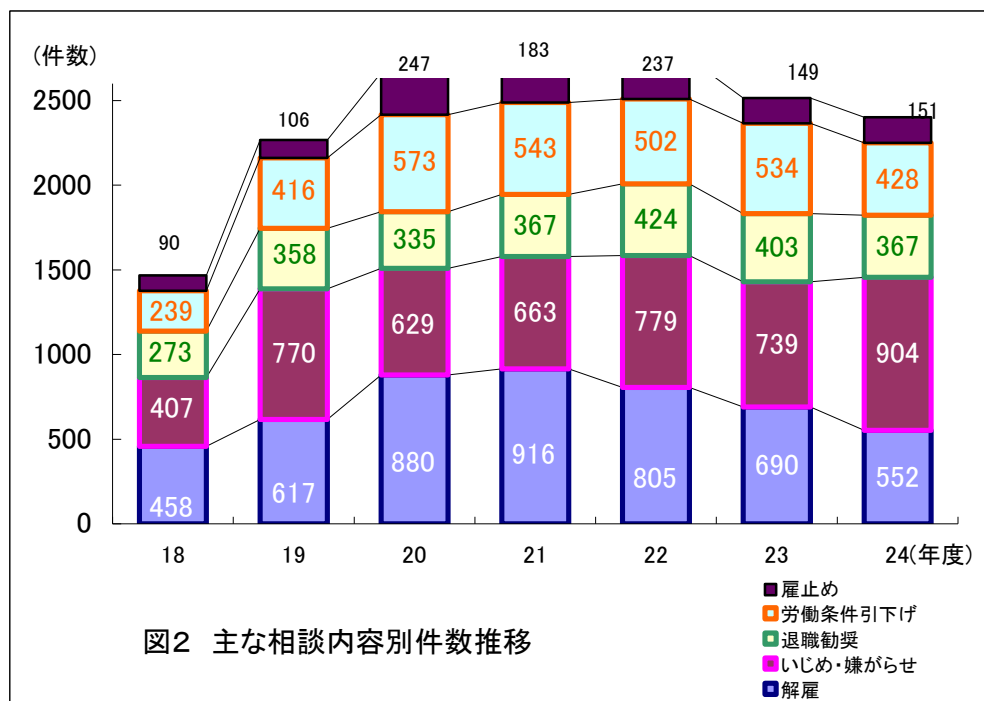
(2) 相談内容

民事上の個別労働紛争に関する相談を件数順に相談内容をみると、

- ① いじめ・嫌がらせ 904件 前年度比 22.3%増
- ② 解雇（普通・整理・懲戒） 552件 前年度比 20.0%減
- ③ 労働条件の引下げ 428件 前年度比 19.9%減

であった。（図2）

※1回の相談時に異なる事項があれば重複計上している。助言・指導、あっせんについても同じ。



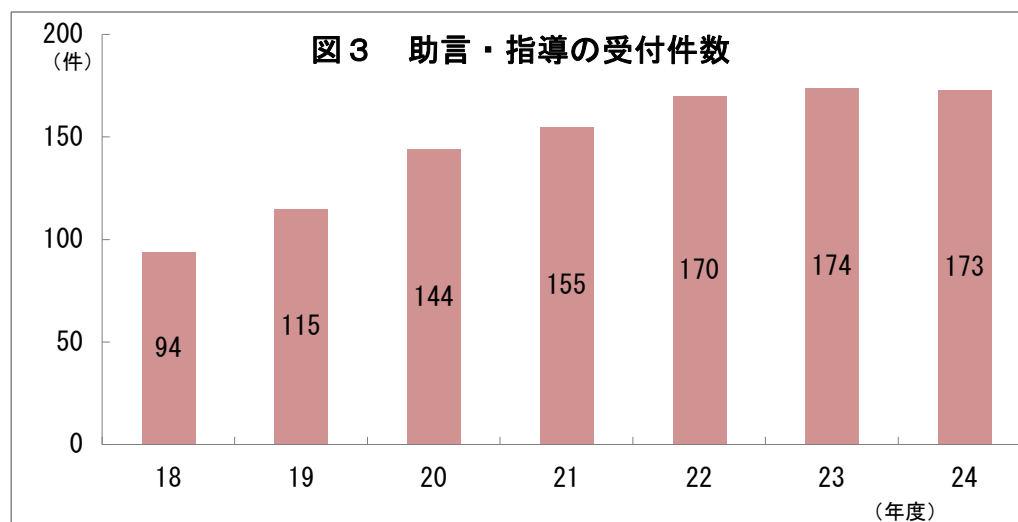
2 労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん

上記1の民事上の個別労働紛争の相談事案のうち、当事者間で紛争の自主的な解決に至らなかった事案については、個別労働紛争の解決を図るための

裁判外紛争処理制度として、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん制度を運用している。

(1) 三重労働局長による助言・指導の状況

①助言・指導の申出受付件数



助言・指導の申出受付件数は3年連続で170件を超えた(図3)。

② 助言・指導申出の内容

助言・指導申出の内容をみると、いじめ・嫌がらせに関するものが52件(30.1%)と最も多く、次いで、解雇(普通・整理・懲戒)25件(14.5%)、自己都合退職13件(7.5%)となっている。

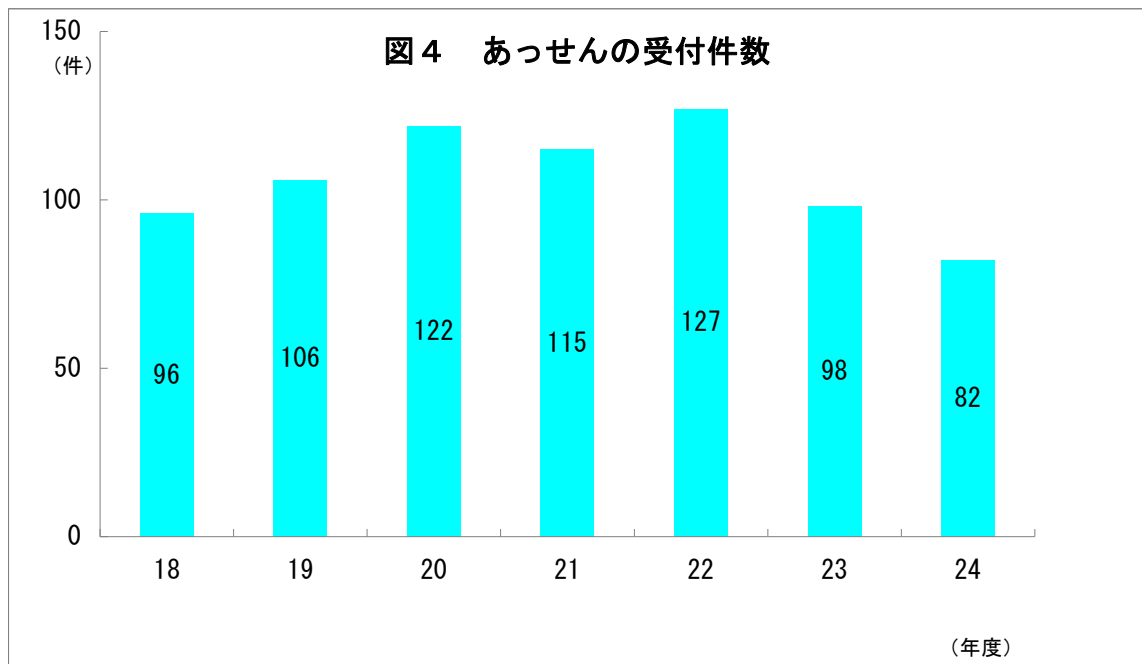
(2) 三重紛争調整委員会によるあっせんの状況

① あっせん受理件数

平成24年度において、三重紛争調整委員会によるあっせん申請を受理したものは82件であった。(図4)

前年度からの繰越分を含めて、平成24年度にあっせんの手続を終了

したものは 85 件で、このうち合意成立は 23 件、あっせんで合意しなかつた等で打切りをしたものは 53 件、申請したが取下げたものは 8 件であった。



② あっせん申請事案の主な内容

平成 24 年度に受理したあっせん事案についての内容をみるといじめ・嫌がらせ 25 件 (30.5%)、次いで解雇 (普通・整理・懲戒) に関するものが 20 件 (24.4%)、労働条件引下げ 7 件 (8.5%) となっている。